

春の新生活……トラブルにご注意!

～これから社会へ旅立つ皆さんへ～

たくさんの学生や社会人のみなさんが新しい生活をスタートさせる季節です。初めてひとり暮らしを始めるという方も多く、新生活に期待が膨らみますが、身の回りにはこんな危険が潜んでいますので、気をつけましょう。

携帯電話のトラブル

色々なホームページ（芸能ニュース、アニメ、ゲーム、懸賞、占い、着メロなど）に危険なサイトの入口があります。



たとえば

- ・「最後通告！総合情報サイト」の遅延料金を請求するメールが届いた。
- ・無料の出会い系サイトに登録したのに有料サイトに同時に登録された。
- ・テレビCMで「無料」というゲームに登録したら数十万円の請求が来た。

アドバイス

- 身に覚えのない請求は代金を支払わず、無視しましょう。
- 無料とうたっているサイトに、安易にアクセスしたり、身元不明メールに返信したりしないことです。
- 請求画面が消えなくても相手に連絡したり、言われるままに支払わないようにしましょう。

電話・メール等で呼び出されて アポイントメントセールス

「選ばれたあなただけに」「プレゼント当たった」などと販売目的を隠して電話などで喫茶店や営業所などに呼出し、高額な商品やサービスの契約を迫ります。

路上で呼び止められて キャッチセールス

駅前や路上で「無料だから」、「アンケートに答えてくれたらプレゼントが当たる」などと呼び止め、営業所などに誘い込み商品やサービスを契約させます。

先輩や友人に誘われて マルチ商法

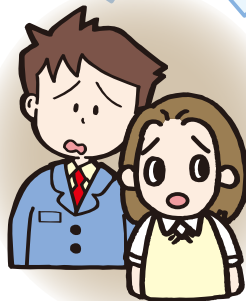
「商品を買って会員になり、友達を紹介すれば簡単に高収入が得られる」などと勧誘されます。が、実際は勧誘できずに、多額の借金と商品の在庫が残ります。インターネットでの勧誘も増えています。

資格取得を勧められて 資格商法<資格講座・教材など>

電話で「受講すれば資格が取れる」などと勧誘して講座や教材の契約をさせます。

突然訪問されて 引っ越し直後を狙う商法<IP電話・浄水器など>

「地域を回っている」「管理会社から依頼されて」と点検と称して訪問し、高額な商品やサービスの契約をさせます。



トラブルを未然に防ぐためには

- 知らない人から電話や不審なメールがあったり、路上等で声をかけられても、安易に応じないこと。突然の訪問者には、インターホン、ドアチェーン越しに対応し、不要な勧誘はキッパリと断ること。
- 「特別にあなただけ」「直ぐに元が取れる」「楽しんで儲かる」などの甘い言葉、オイシイ話にはご用心、先輩・友人からの誘いでも、断る勇気を!
- クレジットカードは借金だということを忘れずに。カードを利用する前に支払総額や毎月の返済に無理がないかよく考えてから利用すること。
- 私たちの暮らしは、さまざまな契約によって成り立っています。口約束だけでも契約は成立し、一旦契約が成立すると、お互いに法的な義務が生じます。納得できなかつたり、不審に思ったときは、契約をその場で結ばず、良く検討すること。



万一、トラブルにあったら…

訪問販売（キャッチセールス・アポイントメントセールスを含む）、電話勧誘販売やマルチ取引などで商品やサービスの契約をした場合、一定期間内であれば、無条件で解約できる「クーリングオフ制度」があります。また、勧誘方法や契約内容に問題があれば解約できる場合があります。

さらに、未成年者が契約するときは、原則として法定代理人（親など）の同意が必要で、同意のない契約は、取り消すことができます。

引越シーズンを迎え、賃貸住宅を退去する際の敷金をめぐってトラブルが多発する時です。契約する時には契約書をよく読み、退去時の原状回復や敷金の精算についてよく確認すること。また、入居する際、家主に立ち会ってもらい、写真を撮るなど記録を残すことも必要です。

困ったときは、一人で悩まないで、早めに家族や地元の消費生活センターに相談しましょう。